

消防ホース仕様書

草加八潮消防組合

仕 様 書

- 1 件 名 消防ホースの購入
- 2 納入場所 八潮消防署 八潮市鶴ヶ曾根 1 1 8 5 番地
草加消防署 草加市神明二丁目 2 番 2 号
- 3 納入期限 契約締結日から令和元年 9 月 3 0 日（月）まで
※可能な限り早急な納入を希望
- 4 支払方法 業務完了払
※八潮市消防団分消防ホースと草加市消防団分消防ホースの
請求書を分けること。
- 5 購 入 数
 - (1) 八潮市消防団分消防ホース 2 0 本 (6 5 mm × 2 0 m)
 - (2) 草加市消防団分消防ホース 2 6 本 (6 5 mm × 2 0 m)
- 6 規 格 等
 - (1) 消防ホースの技術上の規格を定める省令（平成 2 5 年総務省令第 2 2 号）に適合するものであること。
 - (2) 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 2 5 年総務省令第 2 3 号）に適合するものであること。
 - (3) 消防ホースは、白色とし、日本消防検定協会又は、指定機関の型式適合評価に合格したもので、使用圧力 1. 3 MP a に適合するものであること。
 - (4) 綾織樹脂張ホース（結合金具付）とする。
 - (5) 結合金具は、軽合金製差込式接手とする。
 - (6) 金具取付方法は、アルミリング締方式とする。
 - (7) 消防ホースに名入れを施すこと。
 - ア 八潮市消防団分の消防ホースの表示にあっては、消防ホース表部分に「八潮市消防団第 分団 第 部」とし、字体は角ゴシック体で色は黒色とする。保護布裏部分に「西暦で購入年」とし、字体は角ゴシック体で色は黒色とする。なお、詳細な配置位置を担当者と協議すること。
 - イ 草加市消防団分の消防ホースの表示にあっては、保護布部分に「西暦で購

入年「草加団」二段書きとし、字体は丸ゴシック体で色は黒色とし、オス、メス側の裏表両面に左書とする。なお、後日、「草加団」の向かって右側に文字を手書きするため、詳細な配置位置を担当者と協議すること。

(8) 参考型番

ナカムラ消防化学Higonokami 65mm×20m 使用圧1.3MPa
同等品以上

7 検 収

納入は、八潮消防署管理課・受注者双方の立会いのもとに検収をもっておこなうこととする。

8 保証期間

保証期間は、引き渡しの日から1年間とするが、保証期間後といえども明らかに製品不良、あるいは部品不良に起因する故障が発生した場合は、受注者は無償にて速やかに修理又は部品の交換をすること。

9 証明書の提出

納入される品目にあっては、品質を証するため検収時にメーカーが発行する証明書等を担当に提出すること。

10 そ の 他

(1) 業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(2) 同等品等の証明

本仕様書に記載した規格等については、必要最低限の規格等を記載したものであり、同等品（基本的な機能、性能及び規格等の仕様が必要最低限の物品であって、使用目的を遂行する上で同一の需要を満たすもの）かそれ以上で代替する場合は、入札前にあらかじめ担当者へカタログ・承認函等を持参した上で説明するとともに、同等品規格確認票（別紙）を入札前に八潮消防署管理課まで提出し承諾を得ること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、担当者に質問し指示又は承認を受けること。なお、契約後における本仕様書上の質疑について、当組合の解釈によるものとする。

(4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(5) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求

行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11 問い合わせ先

草加八潮消防組合 八潮消防署管理課 管理係

電話 048-996-0119